

情報処理産業経営実態調査票

- 本調査は、情報処理産業界（ソフトウェア業、情報処理サービス業）に企業経営の現状を把握することにより、今後の情報処理産業界における経営的な判断材料の参考に供することを目的とし、昭和 53 年に実施して以来、今回で 29 回目の調査となります。この調査の結果は、冊子にして、配布しており、継続ある実態調査として広く活用されています。
- この調査票は、情報処理産業（ソフトウェア業、情報処理サービス業）に専業または兼業として従事する企業を対象に、公表されている各種名簿より抽出した企業様あてに送付しているものです。調査票につきましては、多くの方に回答頂くよう、大幅に簡素化致しました。また、今回の調査につきましては、人材育成関連に焦点をあてております。**本件調査における、貴社名、貴社の個別回答内容について対外公表は一切いたしませんので、全ての項目についてご回答くださいますようご協力をお願いいたします。**
- 本調査票で取得した個人情報、**本調査票の記載事項を確認するための連絡先、調査報告書の送付先、次回の調査の際の送付先として利用することを目的としております。**本調査票で収集した個人情報は、本利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供いたしません。
- 調査票に回答をご記入いただく際には、以下の点にご注意いただきたく、よろしくお願い申し上げます。
 - ・ 本調査は平成 18 年度をベース（**単独ベース**）といたしますので、平成 18 年 4 月から平成 19 年 3 月迄の間に終了した事業年度を当期「平成 18 年度」とし、「平成 17 年度」はその直前の事業年度としてください。
 - ・ 調査票の記入は、黒インキのペン、又はボールペンを用いて明瞭に記入してください。また、調査票に記入する数字は、すべて 1、2、3…のように算用数字を用いて記入してください。
 - ・ ご回答について、選択式の場合には「複数選択可」等の注釈がない限り、選択項目の中から1つを選び☑を付けてください。また、記述式の場合には（ ）内に必要事項を記入してください。
 - ・ 金額の記入箇所については、単位未満を四捨五入してご記入してください。
- この調査票は平成 19 年 12 月 21 日（金）までに、お手数ですが実査委託機関あてにご投函いただきますようお願い申し上げます。（※同封の返信用封筒をご利用下さい。）
- 本調査の内容・趣旨についてのお問い合わせは、下記の E-mail または FAX をお願いいたします。

独立行政法人情報処理推進機構 ソフトウェア開発事業部・金融グループ 経営実態調査担当 板垣、橋本
 E-mail: keiei-research@ipa.go.jp FAX: 03-5978-7515

または、

委託先

- IPAは皆様には、IPAが主催・運営、出展等を行うイベントのご案内状をお送りさせていただきたいと考えておりますが、案内状が不要な方は、「keiei-research@ipa.go.jp」までご連絡ください。なお、大変お手数ですが、不要のご連絡を戴く際は、「イベント案内不要」とご記載いただきたく何卒よろしくお願い申し上げます。

1. 貴社の概要

1.1 設立年月

()年 ()月

(⑨設立年は、西暦で記入してください。)

1.2 主たる営業地域(該当箇所1つのみ☑)

北海道地方 東北地方 関東地方 中部地方 近畿地方

中国地方 四国地方 九州・沖縄地方

全国ネット (⑩3ヵ所以上の都道府県に事業所を持ち、全国的に事業を展開している場合)

1.3 直近2期決算期間

平成 18 年度決算期:平成()年()月 ~ ()年()月

平成 17 年度決算期:平成()年()月 ~ ()年()月

⑨:本調査は平成 18 年度をベースといたします。平成 18 年 4 月から平成 19 年 3 月迄の間に終了した事業年度を当期「平成 18 年度」とし、「平成 17 年度」はその直前の事業年度としてください。なお、半期決算の会社の場合には、お手数ですが、最後の期から逆算して1年分ずつ合算してご記入いただきますようお願いいたします。

1.4 部門別売上高(該当箇所に☑)

※ 貴社における売上高について、多い方に☑してください。

情報処理の売上げが総売上の過半の場合

ソフトウェア業(受注ソフトウェア+ソフトウェアプロダクト販売)

受注ソフトウェア

ソフトウェアプロダクト販売

売上げが多い業種1つに☑してください。

情報処理サービス業(システム等管理運用受託+インターネット関連+その他の情報サービス+その他)

システム等管理運用受託

インターネット関連

その他の情報サービス

その他

売上げが最も多い業種1つに☑してください。

情報処理の売上げ以外が総売上の過半の場合

受注ソフトウェア:特定ユーザからの受注による情報システム開発(Web サイト構築、ネットワーク構築を含む)及び関連ソリューション業務の売上。[例:受託アプリケーション設計・開発、システムインテグレーションサービス、特定ユーザ向けパッケージ等カスタマイズ、LAN/WAN 設計・構築等]

ソフトウェアプロダクト販売:不特定多数のユーザ向けに開発した各種ソフトウェア(基本ソフトウェア、ゲームソフト、輸入ソフトウェア、デジタルコンテンツを含む)を販売(賃貸及び付随するサービスを含む)する業務の売上。[例:自社開発ソフトウェア及びライセンスの販売・賃貸、CD-ROM 等デジタル媒体の製作・販売等]

システム等管理運用受託:情報システム、電子計算機室等の管理運営を受託する業務の売上。オペレータやキーパンチャ等を契約先に派遣して運営する場合(ユーザの情報処理資源(ハードウェア・ソフトウェア)を利用する場合)も含めるが、労働者派遣法上の労働者派遣に該当するものは「労働者派遣」に含める。

インターネット関連:インターネット接続(ISP)業務の売上。ネットワークの設置、運用からネットワーク監視等保守サービスまで含む。[例:ASP、Web サービス、コンテンツデリバリーサービス等]

その他の情報サービス:情報処理技術に関する教育・研修や書籍販売等、上記以外の情報サービス業務に係る売上。

その他:ハードウェア販売(サプライ用品販売の他、ハードウェア設計・開発、工事・保守まで含む。)、労働者派遣(労働者派遣法上の労働者派遣による業務の売上。)及び上記以外の業務の売上。

1.5 取引形態(該当箇所)

※ 以下のそれぞれについて該当する場合してください。

自主開発ソフトウェア中心のソフトウェア開発である。

主として自社内でソフトウェア開発を行っている。

主として外注業者によってソフトウェア開発を行っている。

受注ソフトウェア中心のソフト開発である。

売上の半分以上は元請の立場による売上である。

主として自社内でソフトウェア開発を行っている。

主として外注業者によってソフトウェア開発を行っている。

上記の場合、外注先は系列会社（あるいは子会社）である。

売上の半分以上は他のソフトウェア会社からの下請けである。

上記の場合、元請会社は系列会社（あるいは親会社）である。

ソフトウェア開発を行っていない。

1.6 従業員数

※ 役員、臨時雇用、外部からの派遣職員は除いて下さい。また、技術職／事務職別に分けていない場合には、概数で構いませんのでご記入ください。

	従業員数	
	17年度	18年度
技 術 ・ 開 発 要 員	人	人
管 理 ・ 営 業 ・ そ の 他 要 員	人	人
合 計	人	人
うち情報処理技術者試験合格者 ㊦1	(人)	(人)
基本情報技術者試験 ㊦2	(人)	(人)
ソフトウェア開発技術者試験 ㊦2	(人)	(人)
初級システムアドミニストレータ試験 ㊦2	(人)	(人)
上記以外の情報処理技術者試験 ㊦2	(人)	(人)

㊦1: 期末従業員のうち、経済産業省が実施する情報処理技術者試験の合格者。

㊦2: 延べ人数を記載ください。

2. 財務の概要

2.1 損益計算書(P/L)

(単位:百万円)

	17年度					18年度				
売上高										
売上原価・販売及び一般管理費										
人件費 ^①										
外注費										
リース・レンタル料										
仕入原価 ^②										
有形固定資産減価償却費										
無形固定資産減価償却費										
地代家賃										
租税公課										
研究開発費 ^③										
その他										
営業利益										
営業外収益										
営業外費用										
うち支払利息・割引料										
経常利益										
税引前当期利益										
当期利益										

①:「人件費」には、役員報酬、給与、賞与のほか法定福利・厚生費を含めてください。

②:「仕入原価」とは、汎用ソフトウェアの開発販売に必要なプログラムの購入及びハードウェアの購入等に係る直接経費を指します。

③:「研究開発費」には、新製品又は新技術の開発等の目的のために支出した試験研究費及び開発費等すべての費用を含めます。

2.2 貸借対照表(B/S)

【借方】

(単位:百万円)

	17年度						18年度					
流動資産												
現金・預金												
受取手形												
売掛金・未収入金												
棚卸資産 ^①												
その他												
固定資産												
有形固定資産												
無形固定資産												
うちソフトウェア												
投資その他の資産												
繰延資産												
資産合計												

①:「棚卸資産」には、仕掛品、製品・商品の合計額を記入してください。

【貸方】

(単位:百万円)

	17年度						18年度					
流動負債												
うち短期借入金												
固定負債												
うち長期借入金・社債												
資本												
資本金												
資本準備金												
その他 ^②												
負債・資本合計												

②:自己株式(マイナス表記)は「その他」に記入してください。

3. 従業員の就労状況(18年度のみ)

	従業員全体平均	
	18年度	
1人当たりの年間所定内労働時間	約	時間
1人当たりの年間残業時間	約	時間

4. ITスキル標準 V2の活用について

4.1 ITスキル標準 V2について (該当箇所に☑。)

※経済産業省が公表している「ITスキル標準 V2」について、どの程度ご存知ですか？

- 詳しく知っている (2006年3月以前 2006年4月以降)
- ある程度知っている (2006年3月以前 2006年4月以降)
- 公表されたことは知っているが、内容はよく知らない 質問5.へ
- 公表されたことも知らない 質問5.へ

4.2 ITスキル標準 V2と研修ロードマップの活用状況について (該当箇所に☑。)

- 活用済みである 検討中である
- 活用検討期間： 年 月(必ず記入)から 年 月(検討中は未記入)まで
- 活用(予定)： 年 月
- 活用予定なし 質問5.へ

4.3 ITスキル標準 V2を重視している点について (該当箇所の数字に○。)

※貴社では、「ITスキル標準 V2」を活用する目的において以下の項目を、どの程度重視しているか、お答え下さい。

- (④：非常に重視している ③：ある程度重視している ②：重視していない ①：分らない)
- 1. 社内プロフェッショナル認定制度の設計.....()
 - 2. 社内のプロジェクト編成・ジョブアサインメントの最適化.....()
 - 3. 社外の調達(教育・研修を除く).....()
 - 4. 教育・研修プログラムの作成・調達.....()
 - 5. 人事処遇(給与・役職)の最適化.....()
 - 6. その他().....()

4.4 ITスキル標準 V2の活用方法 (該当箇所に☑。)

※貴社で、キャリア開発/スキル開発を行う既存の仕組みに「ITスキル標準 V2」をどのように活用しましたか。または活用しようと思っておりますか。該当するものを次の中から一つだけ選んでください。

既存の人材マネジメントと「ITスキル標準 V2」の関連のマッピングを行う

⇒ 既存の人材マネジメントとはどのような種類のものですか。該当するものを次の中から選択してください。(複数選択可)

- 社内プロフェッショナル認定制度
- スキル評価制度
- 人事制度(考課、処遇)
- 情報処理技術者試験
- 情報処理技術者試験以外の公的資格
- ベンダー資格
- その他()

既存の仕組みを作り変える

「ITスキル標準 V2」と同様のキャリアフレームワーク・内容に置き換える

「ITスキル標準 V2」をもとに、既存の仕組みで足りないところを補うための変更を行う

その他の活用()

自社にキャリア開発/スキル開発を行う既存の仕組みはない

5. 組込みスキル標準(ETSS)の活用について

5.1 「組込みソフトウェア」の開発について（該当箇所に☑。）

※貴社は組込みソフトウェアの開発業務及び関連する業務を、実施または計画していますか？

- 実施している
- 計画している
- いいえ

5.2 組込みスキル標準(ETSS)について（該当箇所に☑。）

※経済産業省が公表している「組込みスキル標準（ETSS）」について、どの程度ご存知ですか？

- 詳しく知っている
- ある程度知っている
- 公表されたことは知っているが、内容はよく知らない 質問6へ
- 公表されたことも知らない 質問6へ

5.3 組込みスキル標準(ETSS)の活用状況について（該当箇所に☑。）

活用済みである 検討中である

- 活用検討期間： 年 月（必ず記入）から 年 月（検討中は未記入）まで
- 活用（予定）： 年 月
- 活用予定なし 質問6へ

5.4 組込みスキル標準(ETSS)の重視している点について（該当箇所の数字に○。）

※貴社では、「組込みスキル標準（ETSS）」を活用する目的において以下の項目を、どの程度重視しているか、お答え下さい。

- (④：非常に重視している ③：ある程度重視している ②：重視していない ①：分らない)
- 1. 社内認定制度の設計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・()
 - 2. 社内のプロジェクト編成・ジョブアサインメントの最適化・・()
 - 3. 社外からの調達（教育・研修を除く）・・・・・・・・・・・・・・・・()
 - 4. 教育・研修プログラムの作成または調達・・・・・・・・・・・・・・・・()
 - 5. 人事処遇（給与・役職）の最適化・・・・・・・・・・・・・・・・()
 - 6. その他()・・・・・・・・()

5.5 組込みスキル標準(ETSS)を活用して分かったこと（該当箇所に☑。）

※貴社では、ETSSの活用を通じてどのようなことが分かりましたか？

以下の中から該当する項目を選択してください。[複数回答可]

- 組織・チームの技術スキルの分布や傾向を把握できた
- 組織・チームの技術スキルの長所を明確にできた
- 組織・チームが短所を明確にできた
- 組織・チームの技術スキルを定量化することができた
- 分からない
- その他()

6. 情報処理技術者試験について ※

6.1 情報処理技術者試験による資格取得に対する助成 (該当箇所には☑。)

【助成の状況】

- 実施している 質問6.2へ
- 今後実施したい 質問6.3へ
- 実施の予定はない 質問6.3へ

6.2 情報処理技術者試験による資格取得に対する助成制度内容 (該当箇所には☑。)

【助成を実施している場合の制度内容】 (複数回答可)	現在実施 している	今後も継続する または 将来実施する
受験料の助成	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
講習会受講料の助成	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
資格者手当の支給	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
合格一時金の支給	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
人事上の配慮	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※情報処理技術者試験が大きく変わります。

「情報処理技術者試験 新試験制度のプロフィール」を同封いたしましたのでご覧ください。

6.3 情報処理技術者試験の活用方法（該当箇所の数字に○。）

※貴社では情報処理技術者試験をどのように活用されていますか。以下の 1.～9.の各項目について① 基本情報技術者試験、② ソフトウェア開発技術者試験、③ 初級システムアドミニストレータ試験、④ 左記以外の情報処理技術者試験ごとに該当する数字に○つけてください。

試験区分 項目	基本情報技術者	ソフトウェア開発技術者	初級システムアドミニストレータ	左記以外の情報処理技術者試験
1. 技術・開発要員の昇格や昇給時の参考としている				
2. 技術・開発要員向け社内認定制度の参考として位置づけている				
3. 受験勉強させることで技術・開発要員に必須の知識・技能を体系的に習得させる				
4. 社内教育カリキュラムやテキスト等を開発するときの参考としている				
5. 技術・開発要員個人の自己研鑽ツールとして位置づけている				
6. 業務受注の条件や入札参加資格となっている場合の条件をクリアする				
7. 合格者数を公表することで技術力をアピールする				
8. その他の活用方法 ()				
9. とくに活用していない				

7.1.1 IPA債務保証制度の認知度について(該当箇所1つのみ☑)

※ 7.1でご存じと回答した方のみご回答ください。

今年10月から保証割合が、95%から一般債務保証85%、新技術債務保証90%に引き下げられたことをご存じですか。

知っている。

⇒※どのような方法で知りましたか？(複数回答可)

取引金融機関からの紹介

各種イベント

IPAのホームページ

業界関係者(業界団体を含む)からの紹介

新聞、雑誌

IT関連のホームページ・配信メール

その他()

詳しくは知らないが聞いたことがある

知らない

7.1.2 IPA債務保証制度の認知度について(該当箇所1つのみ☑)

※ 7.1でご存じと回答した方のみご回答ください。

来年4月から一般債務保証が廃止されることをご存じですか。

知っている。

詳しくは知らないが聞いたことがある

知らない

7.2 新技術債務保証制度について

IPA では、本調査の対象となる情報処理関連企業のうち、新技術を活用したプログラムの開発を自ら行う者が利用できる「新技術債務保証制度」を設けております。

この制度は、以下のいずれかを実現するプログラムの開発に必要な資金が対象となります。

- －品質・生産性・信頼性の向上
- －互換性・移植性・操作性の向上
- －上記2つのほか情報処理における技術的課題の解決
- －新たなハードウェア又はソフトウェア環境への対応
- －新たな産業・商品・サービス等の開拓・その他情報処理技術の拡大・高度化
- －以上のほか、これらに準ずるもの

新技術債務保証制度は、保証期間が原則として5年以内となります。（一般債務保証制度では、3年以内）

また、一般債務保証制度とは異なり、業歴を問わず申請をすることができます。（一般債務保証制度では、原則として申請者の業歴が2期以上が必要）

7.2.1 新技術債務保証制度の利用希望（該当箇所1つのみ☑）

- 今後使ってみたい、または既に使っている
- 使ってみたいとは思わない
（⇒「7.2.2 「新技術債務保証制度を利用しない理由」へ）
- どちらでもない

7.2.2 新技術債務保証制度を利用しない理由（該当箇所に☑。複数回答可）

※ 7.2.1で、新技術債務保証制度を「使ってみたいとは思わない」と回答された方に伺います。新技術債務保証制度を利用しない理由は何ですか。

- 対象となるプログラムの開発を行っていない
- 新技術債務保証で申請が認められなかったときに、一般債務保証で申請し直す手間がかかるので最初から一般債務保証で申請している
- 新技術債務保証制度の要件が分かりにくい
- 一般債務保証に比べて、新技術債務保証の審査が大変そう
- その他 ⇒

7.3 債務保証制度に対する意見・要望等

※ その他 IPA 債務保証制度につきまして、お気づきの点がございましたら、ご自由にご記入ください。

ご回答いただき誠にありがとうございました。

ご協力いただきました企業様には、調査結果がまとまり次第、調査報告書を送付させていただきます。